



【重要なお知らせ】令和7年度からの変更点等について



1. 入会基準の変更について

令和6年度まで	令和7年度
全学年一律 15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できない	1・2年生 14時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できない 3年生以上 15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方は原則入会できない

2. 学校のある日の延長保育の実施について

実施日	延長保育の時間	利用方法	保護者負担金 (延長保育利用料)
学校のある日の平日	18時から18時30分まで	延長保育利用届を提出	月額500円 (8月は0円)

【利用基準】

・保護者等の就労時間が18時を超える、もしくは、勤務場所からの帰宅に時間を要しお迎えが18時を超えることを原則とします。ただし、個別事情がある場合は、利用希望届にその理由を詳細に記入してください。

【延長保育料の納入方法】

・毎月の保護者負担金と合算して登録口座から振替します。
 延長保育利用者は月額7,000円(6,500円+500円)となります。

【注意事項】

・長期休みや学校代休日、第一土曜日の学校休業日は、18時までの開設となりますのでご注意ください。
 ・4月、7月、12月、1月、3月の月途中から長期休みが始まる(終わる)月、台風等による臨時休会や学校代休日があった月、月途中で延長保育の利用を終了した月でも、延長保育料は月額500円となります。日割り計算はありませんので、ご理解のうえ利用をお願いいたします。

3. 保護者負担金(閉所時間超過料)について

・保護者負担の公平性確保のため、万が一閉所時間を超過した場合(18時もしくは18時30分)、学校のある日、1日開設日(長期休み、学校代休日、第一土曜日)ともに、1回につき100円の超過料金がかかります。

・1ヶ月の合計超過料金(1回100円)を加算して、翌月に登録口座から振替します。なお、閉所時間を超過させないために児童を外で待たせる等の対応は、児童の安全確保の観点から承諾できませんので、ご了承ください。

※児童を預かるための費用ではありません。速やかに、安全に気を付けてお迎えにお越しくさせていただきますようご協力をお願いします。

	(ア) 学校のある日	(イ) 1日開設日(長期休み、学校代休日)	(ウ) 1日開設日(第一土曜日)	閉所時間超過料
通常利用者	18時01分以降	18時01分以降	18時01分以降	(ア) (イ) (ウ) ともに、1回超過するごとに100円
延長保育利用(学校のある日)者	18時31分以降	18時01分以降	18時01分以降	

4. おやつ代(2,000円)の納入方法等の変更について

令和6年度まで

令和7年度

児童クラブに現金で納入

毎月の保護者負担金と合算して登録口座から振替

【注意事項】

・日割り計算はありません。

・市が直接業者に口座振込による支払いをすることになるため、これまでと同じような物は購入できなくなるかもしれません。影響がでないように購入先の拡大を図っていますが、予めご了承ください。

5. スポーツ安全保険料(年額800円)の納入方法の変更について

令和6年度まで

令和7年度

銀行窓口にて納付書(現金)で納入

4月分保護者負担金と合算して登録口座から振替

令和7年4月25日(金)の振替金額は、

7,300円(6,500円+800円)

※延長保育(学校のある日)利用者は、7,800円(6,500円+500円+800円)

6. 新しい児童クラブの開所について(設置者: 檜わらべ館)

令和7年度 香南市香我美町に
新しく開所いたします!!

香南市 わらべ館

毎日笑いの
ところがる園

小規模保育で、より丁寧に より質の良い 保育教育を
めざしています。

子どもも 大人も 保護者も 先生も みんな 仲良し!

アットホームな 大きな家族の「わらべ館」です。

「高知市のわらべ館」とも ATCで 毎日つながり 広がる仲良しの輪!



わらべ館HP
アクセスしてみてね♪

